

第1編 総論

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国においては、障害者制度改革が進み、平成23（2011）年8月には津山市障害者計画の根拠法となる「障害者基本法」が一部改正されました。全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することが法の目的として規定されました。

岡山県においては、同法に基づき、「第4期岡山県障害者計画」を令和3（2021）年に策定し、共生社会の実現を目指しています。

近年の障害者施策の分野では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の制定等の動きが見られました。

また、令和4（2022）年8月には、「障害者の権利に関する条約」の締約国として、国連ジュネーブ本部にて、障害者権利委員会による我が国政府報告の審査が実施され、同年9月には同委員会の見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表されました。

さらに、令和5（2023）年3月に「障害者基本計画（第5次）」が策定されるとともに、令和6（2024）年4月に施行される改正「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」）等においては、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、「障害者等の地域生活の支援体制の充実」、「障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進」、「精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備等の措置」が講じられました。

本市では、平成30（2018）年3月に、障害施策を推進するにあたっての基本理念や基本方針を示す「第3期津山市障害者計画」を策定し、本市の実情や課題に対応した施策を推進してきました。その中で、令和2（2020）年に、「津山市言語としての手話の理解の促進及び手話等の普及に関する条例」を制定し、意思疎通手段の普及と障害者理解の促進に努めています。また、令和3（2021）年3月に、「第6期津山市障害福祉計画・第2期津山市障害児福祉計画」を策定し、障害者（児）福祉サービス等について、計画的に事業や支援を推進してきました。これらの計画が、令和5（2023）年度末をもって計画期間の満了を迎えるため、近年の動向や本市の障害のある人を取り巻く環境の変化に応じた新たな計画を策定する必要があることから、「第4期津山市障害者計画」と「第7期津山市障害福祉計画・第3期津山市障害児福祉計画」を一体的な計画として策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の位置づけ

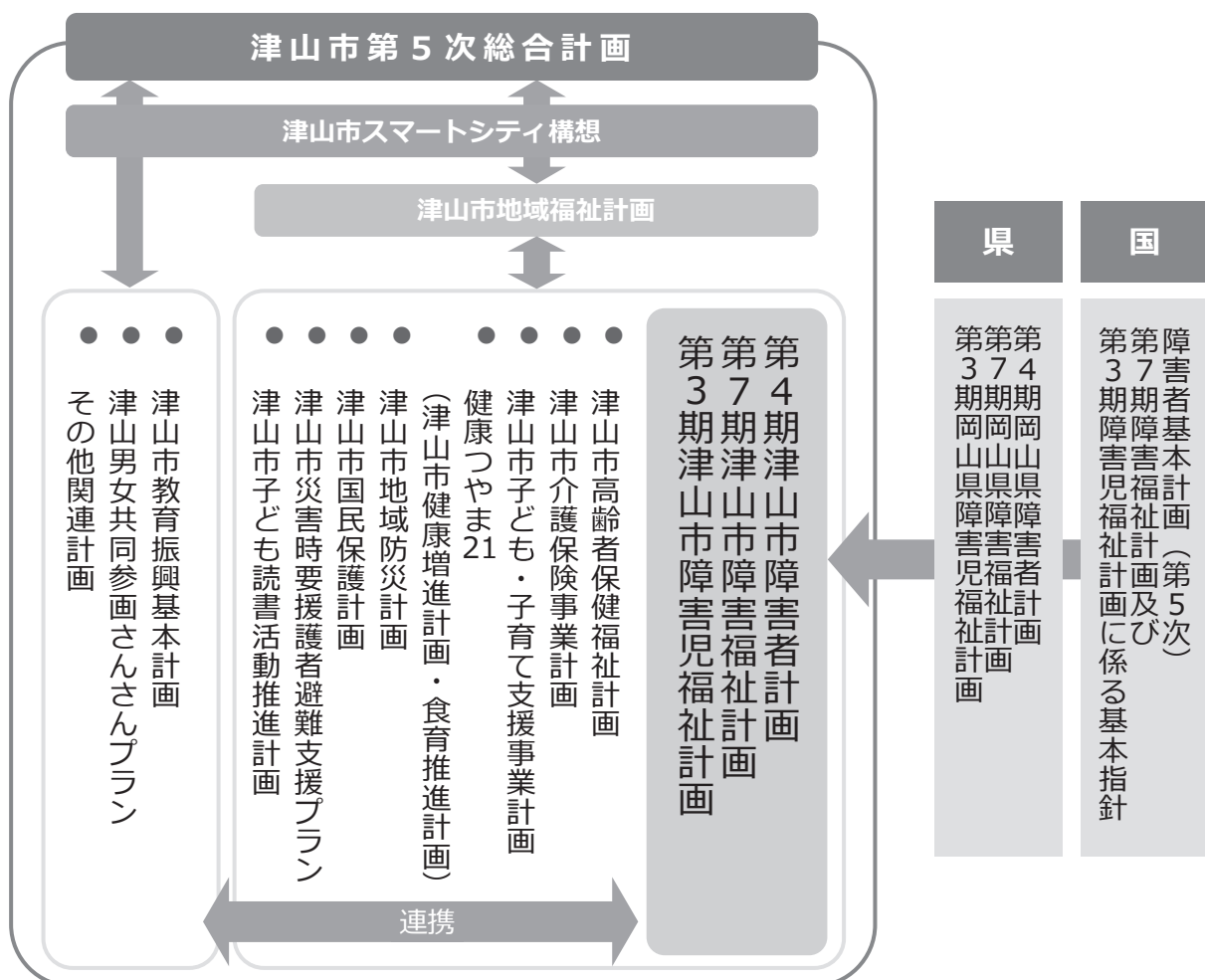
本計画は、障害者基本法第11条第3項に定める、障害のある人のための施策に関する基本的な計画である「障害者計画」と、障害者総合支援法第88条第1項に定める「障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項に定める「障害児福祉計画」を一体的に策定するものであり、本市における障害者施策を総合的に推進するための基本計画です。

(2) 関係計画との整合性

国の定める基本指針、県の障害者施策における基本方針である「第4期岡山県障害者計画」、「第7期岡山県障害福祉計画」、「第3期岡山県障害児福祉計画」と整合性を図りました。

上位計画である「津山市第5次総合計画」、「第3次津山市地域福祉計画」及び関連計画である「第9期津山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「第3次健康つやま21」等、各種計画と整合性を図りました。

【計画の位置づけ】



【「障害者計画」と「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」の性格】

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画	障害児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
国	障害者基本計画（第5次） （令和5（2023）年度～ 令和9（2027）年度）	第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る基本指針 （障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の 円滑な実施を確保するための基本的な指針）	
県	第4期岡山県障害者計画 （令和3（2021）年度～ 令和7（2025）年度）	第7期岡山県障害福祉計画 （令和6（2024）年度～ 令和8（2026）年度）	第3期岡山県障害児福祉計画 （令和6（2024）年度～ 令和8（2026）年度）
津山市	第4期津山市障害者計画 （令和6（2024）年度～ 令和11（2029）年度）	第7期津山市障害福祉計画 （令和6（2024）年度～ 令和8（2026）年度）	第3期津山市障害児福祉計画 （令和6（2024）年度～ 令和8（2026）年度）

3 計画の期間

障害者計画は、令和6（2024）年度を初年度とし、令和11（2029）年度までを計画期間とします。

また、障害福祉計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までを第7期計画期間とし、障害児福祉計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までを第3期計画期間とします。

【計画の期間】

	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)
障害者 計画	第3期津山市障害者計画						第4期津山市障害者計画					
障害 福祉 計画	第5期津山市 障害福祉計画		第6期津山市 障害福祉計画			第7期津山市 障害福祉計画						
障害児 福祉 計画	第1期津山市 障害児福祉計画		第2期津山市 障害児福祉計画			第3期津山市 障害児福祉計画						

※社会経済情勢や法制度の変更等により必要に応じて、部分的変更や、見直しを行います。

4 計画の策定体制

(1) 津山市障害者施策推進審議会の設置

本計画の策定にあたっては、津山市障害者施策推進審議会を設置し、障害のある人、障害のある人の団体、障害福祉サービス事業者、学識経験者、医療・福祉・雇用・教育関係機関、その他関係団体から幅広く専門的な意見を聴取する体制を整えました。

(2) 津山地域自立支援協議会

本計画の策定にあたっては、津山地域自立支援協議会構成員である、障害のある人、障害のある人の団体、障害福祉サービス事業者、支援団体、医療・福祉・雇用・教育関係機関、その他関係団体から幅広く専門的な意見を聴取しました。

(3) アンケート調査の実施

令和6（2024）年度からの障害者施策の方向性を示す新たな津山市障害者計画を策定するため、本市の障害のある人及びサービス提供事業所・相談専門支援員等の現状やニーズを整理し、計画策定の基礎資料とすることを目的とし、障害者福祉の推進のためのアンケートを実施しました。

①利用者向けアンケート

調査目的	障害のある人の生活実態や支援費制度の利用状況（満足度）サービスの利用意向など実態、ニーズを把握するため
調査対象	市内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳及び自立支援医療（育成医療、精神通院医療、更生医療）の各所持者等1,993人
調査方法	郵送による調査票の配布及び回収
調査期間	令和5（2023）年7月26日～8月18日
有効回収数（回収率）	668票（33.5%）

②事業所・相談専門支援員アンケート

調査目的	障害福祉サービスの提供状況や利用者のニーズ・課題を把握し、目標値及び支給見込量等の基礎資料とするため
調査対象	事業所：市内の障害福祉サービス事業所・障害児通所支援サービス事業所 64 事業所 相談支援専門員：市内の相談支援事業所に属する相談支援専門員 29 人
調査方法	事業所：郵送による調査票の配布及び回収 相談支援専門員：メールによる依頼及びホームページでの回答
調査期間	事業所：令和 5（2023）年 8 月 2 日～8 月 25 日 相談支援専門員：令和 5（2023）年 7 月 26 日～8 月 25 日
有効回収数（回収率）	事業所：50 事業所（78.1%） 相談支援専門員：18 人（62.1%）

※事業所・相談専門支援員アンケートの回答内容は、「第 3 編 障害福祉計画」及び「第 4 編 障害児福祉計画」の目標値及び見込量の設定において反映させました。

（4）パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたって広く住民の意見を取り入れるため、パブリックコメントの募集を行います。

実施期間	令和 6（2024）年 1 月 16 日～2 月 15 日
実施方法	市ホームページにおける公表及び市役所・支所での閲覧
実施結果	・意見提出者数 2 名 ・意見総数 4 件

第2章 障害のある人の現状

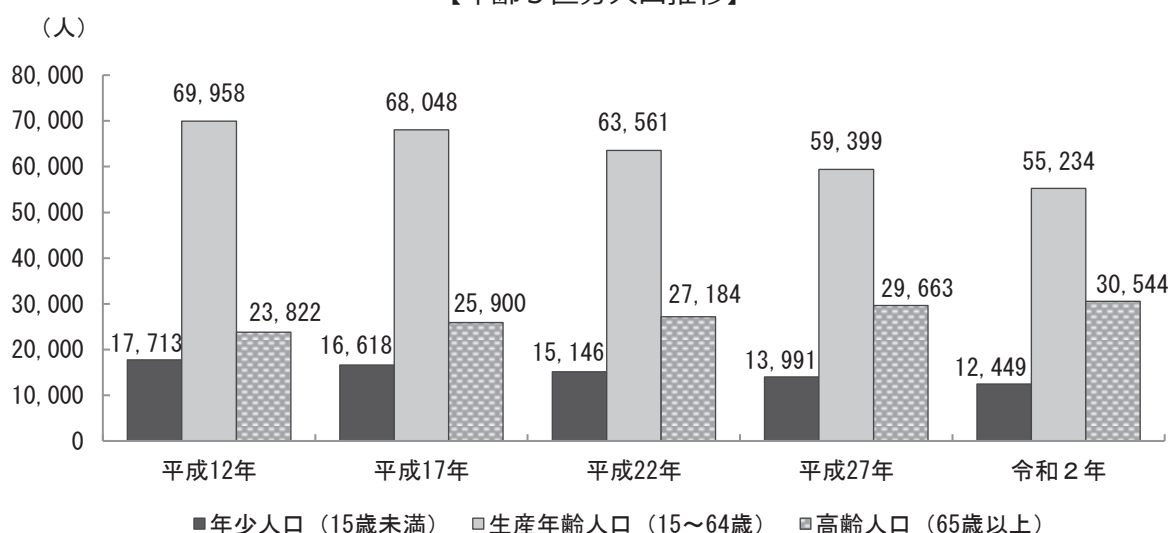
1 人口等の推移

【人口推移】

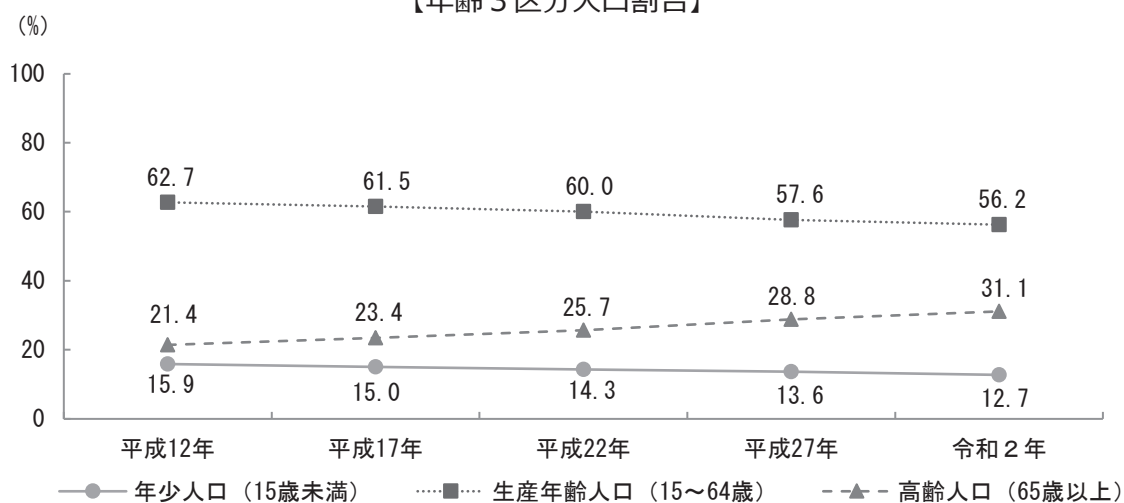
本市の総人口は令和2（2020）年には99,937人となっており、年々減少傾向にあります。

年齢別の推移をみると、15歳未満の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は減少していますが、65歳以上の高齢人口は増加傾向にあり、本市の経済基盤を支える働き手の数が減少していると思われます。

【年齢3区分人口推移】



【年齢3区分人口割合】



(資料：国勢調査 各年10月1日現在)

※年齢不詳は年齢別から除外（1,710人）しているため、各年齢別の合計は総人口に一致しない

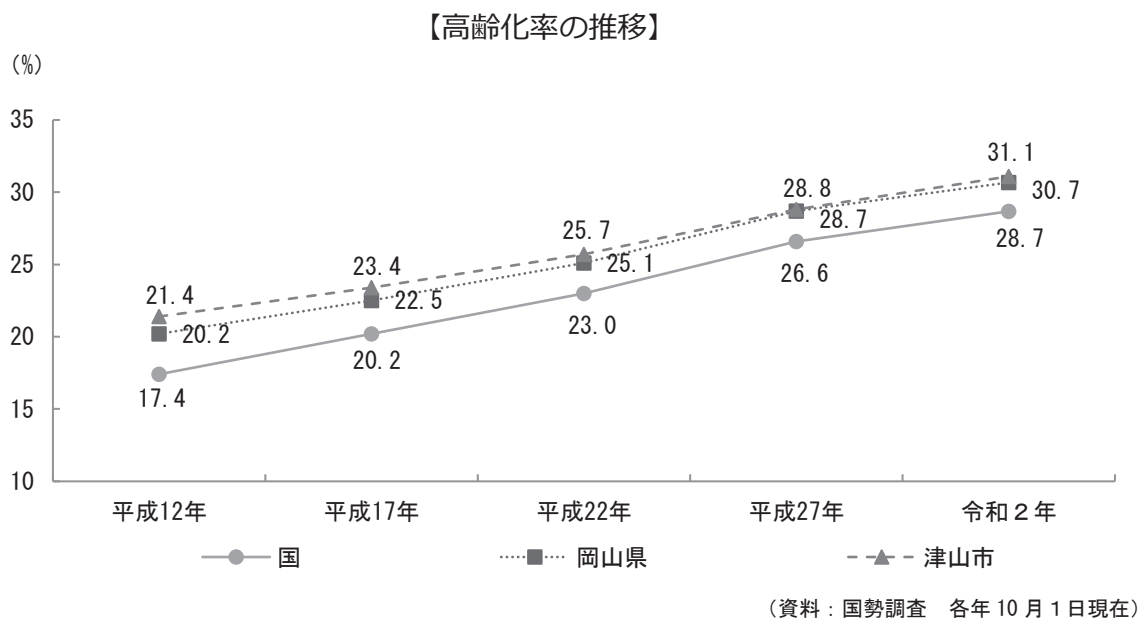
※平成12年までは、旧津山市・旧加茂町・旧阿波村・旧勝北町・旧久米町の数値を合算

※構成比は、小数点以下第2位を四捨五入して表示

四捨五入の結果、内訳の計が合計に一致しない場合がある

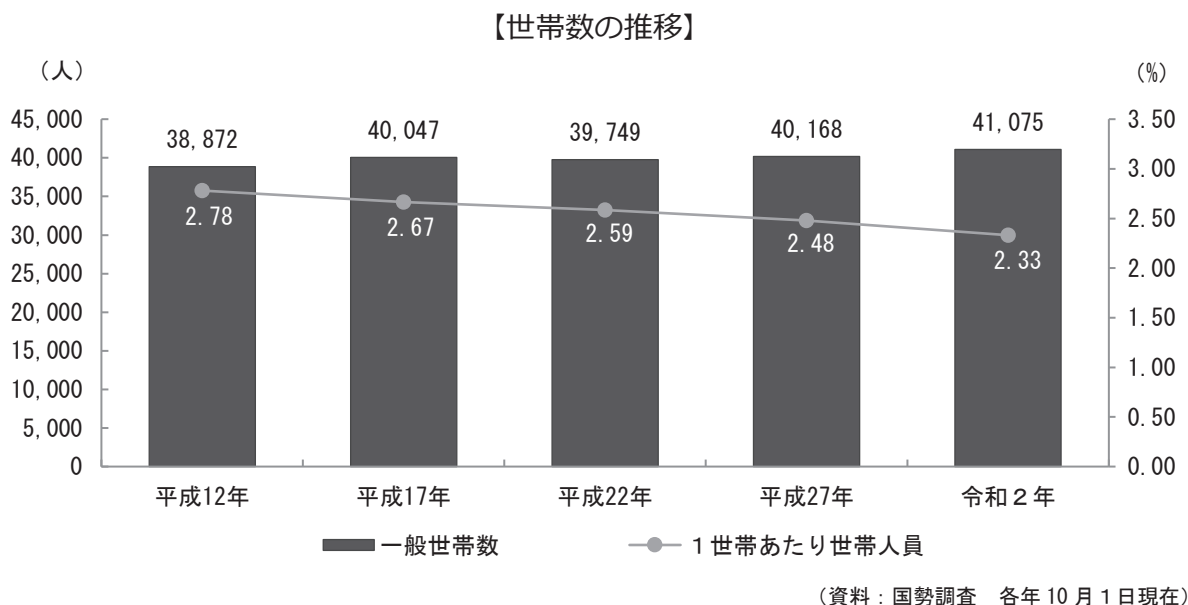
【高齢化率の推移】

本市の高齢化率を、平成12（2000）年から令和2（2020）年の5年ごとに、国、岡山県と比較すると、国、岡山県の高齢化率を上回って推移しており、今後も高齢化率が増加する可能性が考えられます。



【世帯数の推移】

本市の世帯数は、平成12（2000）年と令和2（2020）年と比較すると2,203世帯増加していますが、1世帯あたりの世帯人員の推移は年々減少しており、核家族化の進行が顕著にあらわれています。



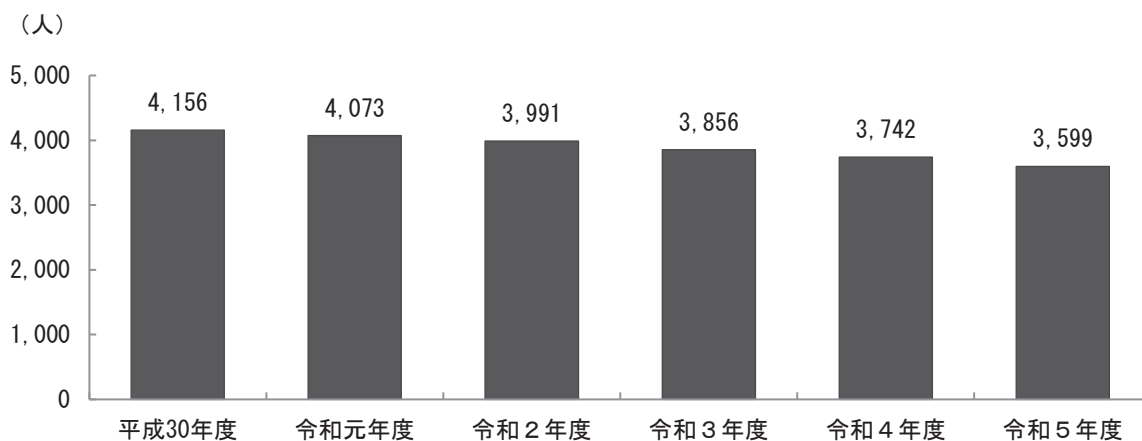
2 障害のある人の状況

(1) 身体障害のある人について

① 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、死亡や転出などにより年々減少傾向にあり、令和5（2023）年度には3,599人となっています。

【身体障害者手帳所持者数の推移】



(単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障害者 手帳所持者数	4,156	4,073	3,991	3,856	3,742	3,599

(資料：津山市 各年度4月1日現在)

②年齢別身体障害者手帳所持者数

年齢別身体障害者手帳所持者数は、60～79歳が1,500人と最も多くなっていますが、年齢別割合では、80歳以上で身体障害者手帳所持者の割合が高く、13.4%となっています。

【年齢別身体障害者手帳所持者数】

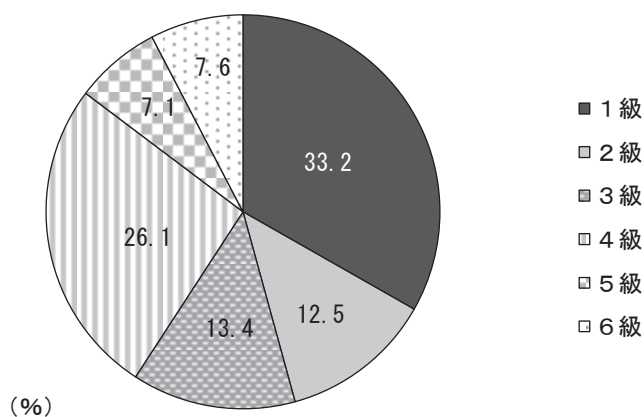
区分	手帳所持者数（人）	年齢別割合（%）※
0～19歳	56	0.3
20～39歳	132	0.7
40～59歳	476	1.9
60～79歳	1,500	5.8
80歳以上	1,435	13.4
合計	3,599	3.7
備考：児童及び高齢者の年齢別身体障害者手帳所持者数		
児童（0～18歳）	49	0.3
高齢者（65歳以上）	2,728	8.9

※総人口に対する身体障害者手帳所持者の割合（資料：津山市 令和5年4月1日現在）

③等級別身体障害者手帳所持者数

等級別身体障害者手帳所持者数は、「1級」の割合が33.2%と最も多くなっています。また、重度の障害がある人（「1級」、「2級」）の割合が45.7%となっています。

【等級別身体障害者手帳所持者数】



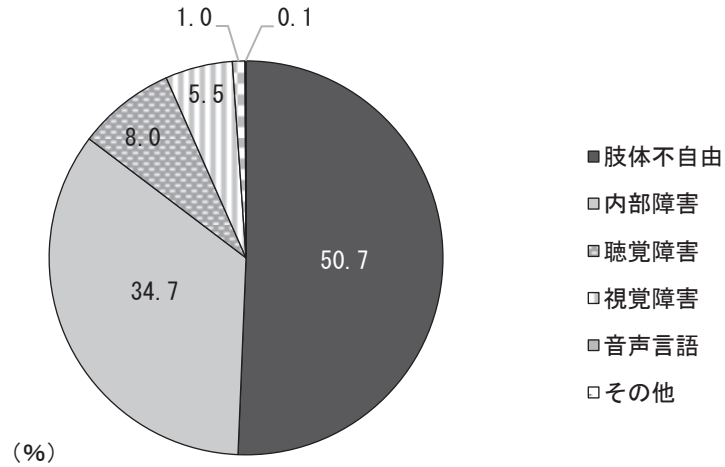
区分	手帳所持者数（人）	構成比（%）
1級	1,196	33.2
2級	450	12.5
3級	484	13.4
4級	939	26.1
5級	255	7.1
6級	275	7.6
合計	3,599	100.0

（資料：津山市 令和5年4月1日現在）

④ 障害の種類別身体障害者手帳所持者数

障害の種類別身体障害者手帳所持者数は、「肢体不自由」が50.7%と全体の約半数となっています。ついで、「内部障害」も34.7%となっています。

【障害の種類別身体障害者手帳所持者数】



区分	手帳所持者数 (人)	構成比 (%)
肢体不自由	1,823	50.7
内部障害	1,248	34.7
聴覚障害	289	8.0
視覚障害	199	5.5
音声言語	37	1.0
その他	3	0.1
合計	3,599	100.0

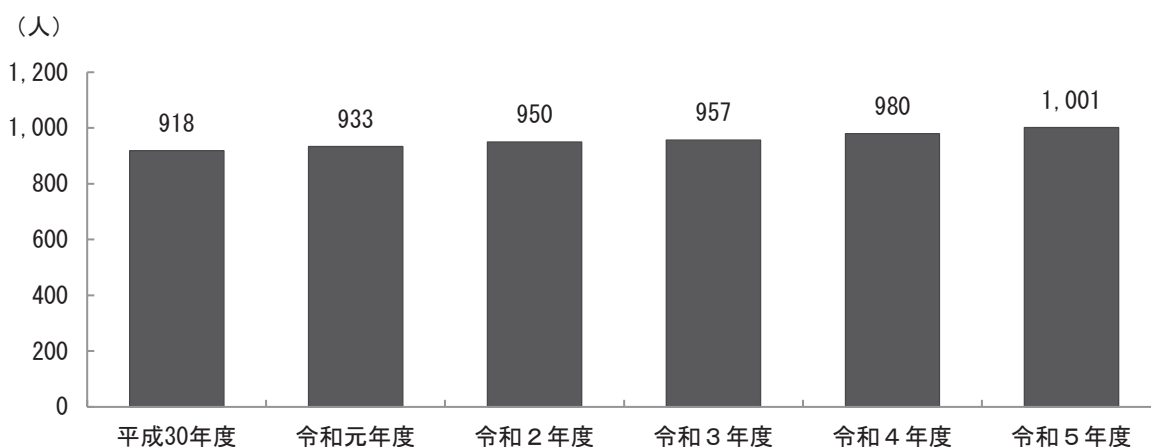
(資料：津山市 令和5年4月1日現在)

(2) 知的障害のある人について

①療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移をみると、平成30（2018）年度から年々増加傾向となっており、令和5（2023）年度には1,001人となっています。

【療育手帳所持者数の推移】



(単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療育手帳所持者数	918	933	950	957	980	1,001

(資料：津山市 各年度4月1日現在)

②年齢別療育手帳所持者数

年齢別割合では、0～39歳までで6割程度となっており、若年層での手帳所持者が多くなっています。

【年齢別療育手帳所持者数】

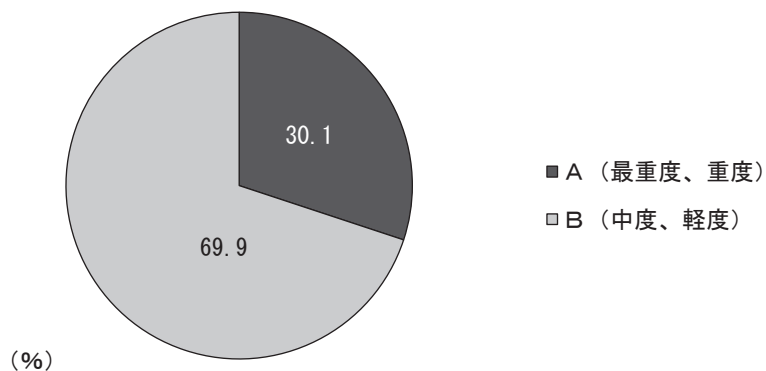
区分	手帳所持者数（人）	年齢別割合（％）※
0～19歳	246	1.5
20～39歳	361	2.0
40～59歳	242	1.0
60歳以上	152	0.4
合計	1,001	1.0
備考：児童及び高齢者の年齢別療育手帳所持者数		
児童（0～18歳）	204	1.3
高齢者（65歳以上）	109	0.4

※総人口に対する療育手帳所持者の割合（資料：津山市 令和5年4月1日現在）

③障害の状況別療育手帳所持者数

障害の状況別療育手帳所持者数は、「B（中度、軽度）」が69.9%となっており、「A（最重度、重度）」が30.1%となっています。

【障害の状況別療育手帳所持者数】



区分	手帳所持者数 (人)	構成比 (%)
A (最重度、重度)	301	30.1
B (中度、軽度)	700	69.9
合計	1,001	100.0

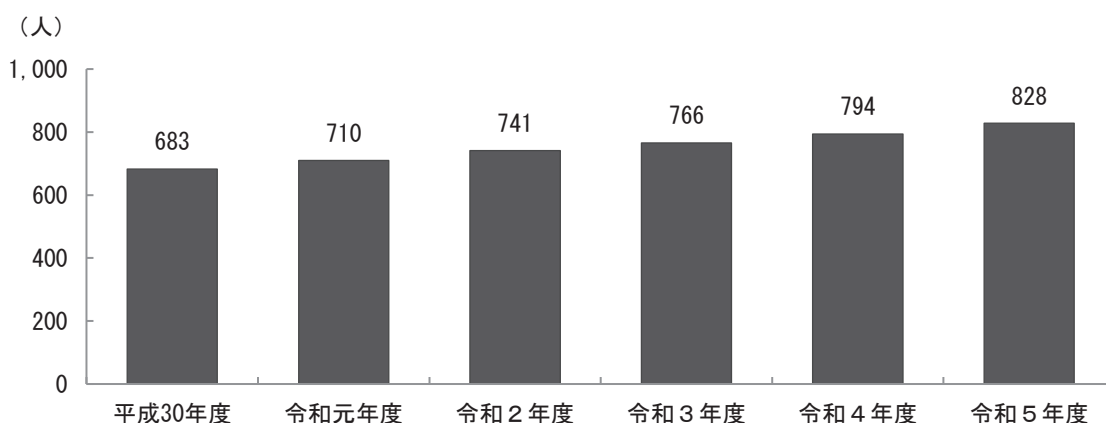
(資料：津山市 令和5年4月1日現在)

(3) 精神障害のある人について

①精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、平成30（2018）年度から年々増加傾向となっており、令和5（2023）年度には828人となっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



(単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害者保健福祉手帳所持者数	683	710	741	766	794	828

(資料：津山市 各年度4月1日現在)

②年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数

年齢別割合では、40～59歳が1.4%、20～39歳が1.2%と高くなっています。

【年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数】

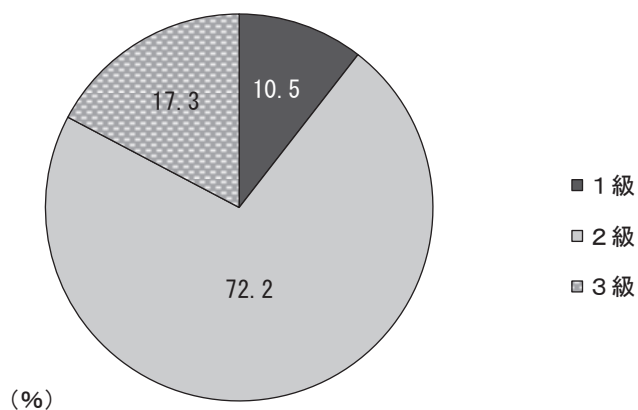
区分	手帳所持者数 (人)	年齢別割合 (%) ※
0～19歳	26	0.2
20～39歳	228	1.2
40～59歳	352	1.4
60歳以上	222	0.6
合計	828	0.9
備考：児童及び高齢者の年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数		
児童（0～18歳）	10	0.1
高齢者（65歳以上）	149	0.5

※総人口に対する精神障害者保健福祉手帳所持者の割合（資料：津山市 令和5年4月1日現在）

③障害の状況別精神障害者保健福祉手帳所持者数

障害の状況別精神障害者保健福祉手帳所持者数は、「2級」が72.2%と最も高くなっています。

【障害の状況別精神障害者保健福祉手帳所持者数】



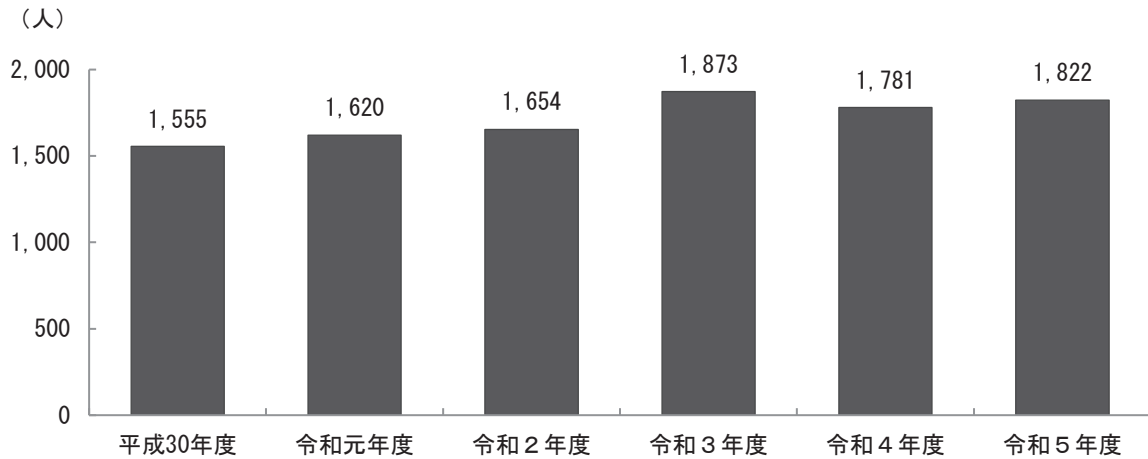
区分	手帳所持者数 (人)	構成比 (%)
1級	87	10.5
2級	598	72.2
3級	143	17.3
合計	828	100.0

(資料：津山市 令和5年4月1日現在)

④ 自立支援医療（精神通院）公費負担者数の推移

自立支援医療による精神通院者数の推移をみると、平成30（2018）年度から令和3（2021）年度は増加傾向にあり、令和3（2021）年度以降はほぼ横ばいで推移しています。

【自立支援医療（精神通院）公費負担者数の推移】



(単位：人)

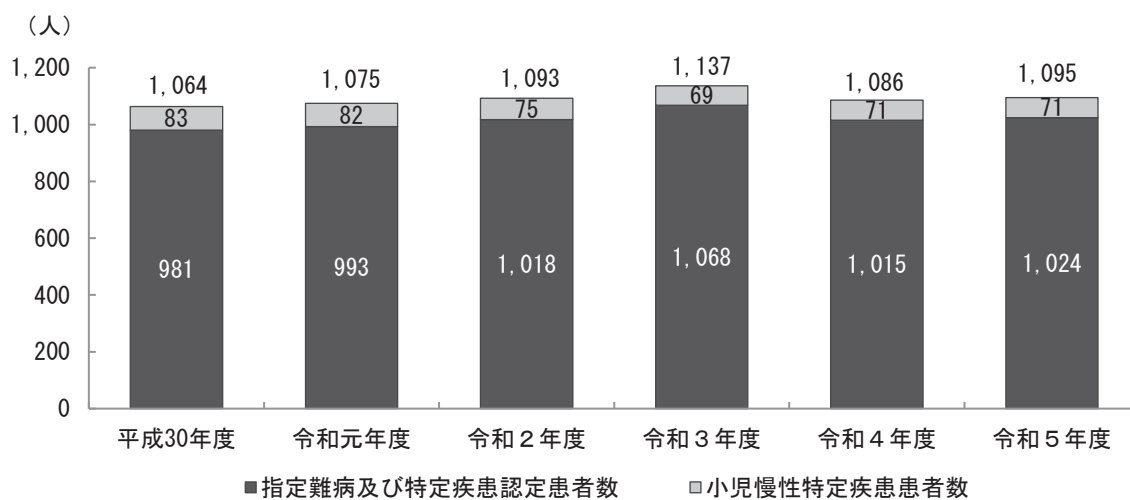
区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立支援医療 精神通院者数	1,555	1,620	1,654	1,873	1,781	1,822

(資料：津山市 各年度4月1日現在)

(4) 難病について

難病患者の推移をみると、令和5（2023）年度は1,095人と増加傾向にあります。

【難病患者の推移】



(単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指定難病及び特定疾患認定患者数	981	993	1,018	1,068	1,015	1,024
小児慢性特定疾患患者数	83	82	75	69	71	71
合計	1,064	1,075	1,093	1,137	1,086	1,095

(資料：津山市 各年度4月1日現在)

(5) 障害のある子どもについて

① 保育園（所）・認定こども園での障害のある子どもの受入れ状況

本市における保育園（所）・認定こども園での障害のある子どもの受入れは、16か所が実施しており、現在、障害のある子ども30人が通い集団保育を受けています。

【保育園（所）・認定こども園での療育の状況】

保育園（所）・ 認定こども園数（箇所）	障害のある子どもが通っている 保育園（所）・ 認定こども園数（箇所）	障害のある子どもの人数 （保育士加配対象児数）	
		重度	軽度
公立 4（委託 2 か所を含む）	4	0	7
私立 25	12	2	21

（資料：津山市 令和5年4月1日現在）

② 幼児・児童に対する発達の確認及び支援の状況

乳幼児健康診査・育児相談等を通して経過を見ている幼児と、親が相談をしたいという幼児を対象に、ことばの相談等を行っています。親が幼児の特徴を把握するとともに育児の力をつけるための支援をしています。

【相談及び経過観察児教室の利用状況】

区分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ことばの 相談	開催回数（回）	24	22	20	11	22	12
	相談者数（人）	70	49	49	29	54	21
経過観察児教室 ドレミ・ドレミ#	開催回数（回）	23	22	18	15	23	12
	相談者数（人）	75	55	39	43	46	32
経過観察児教室 ステップ	開催回数（回）	24	22	18	14	24	6
	相談者数（人）	63	54	40	32	38	25
発達相談	開催回数（回）	20	33	39	9	50	24
	相談者数（人）	21	33	47	14	73	28

（資料：津山市）

【通級指導教室利用状況】

区分		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
幼児	通級 （人）	65	57	51	59	45	32
小学生		107	98	104	105	97	114

（資料：津山市立西小学校・北小学校）

③就学の状況

就学児童生徒の特別支援学級への在籍状況は、小学校と中学校全ての年代で「自閉症・情緒障害」と「知的障害」が多くなっています。

【障害別児童生徒・特別支援学級（通級指導教室）の状況】

区分	小学校 児童数（人）							学級数 (学級)	中学校 生徒数（人）				学級数 (学級)
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計		1年	2年	3年	合計	
知的障害	18	13	19	19	26	25	120	25	23	14	18	55	11
自閉症・ 情緒障害	23	33	21	30	33	30	170	34	32	30	25	87	16
聴覚障害	2	0	0	0	0	1	3	1	0	0	2	2	1
視覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
肢体不自由	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病弱 (津山中央病院内学級)	0	0	1	0	0	0	1	1	0	0	1	1	1
通級指導教室 (言語)	9	3	1	0	0	0	13	2	0	0	0	0	0
通級指導教室 (情緒)	20	26	12	17	8	6	89	5	4	4	3	11	1
合計	72	75	54	66	67	62	396	68	59	48	49	156	30

(資料：津山市 令和5年5月1日現在)

【特別支援学校への通学状況】

区分	通学児童・生徒数（人）		
	知的障害	肢体不自由	合計
小学部	29	8	37
中学部	22	3	25
高等部	39	4	43

(資料：津山市 令和5年5月1日現在)

3 民生委員・児童委員等の状況

民生委員・児童委員の状況は、民生委員・児童委員が258人、主任児童委員が26人の計284人となっています。

【民生委員・児童委員の状況】

区分	相談員数（人）
民生委員・児童委員	258
主任児童委員	26
合計	284

(資料：津山市 令和5年4月1日現在)

身体障害者相談員・知的障害者相談員の状況は、身体障害者相談員が18人、知的障害者相談員が8人の計26人となっています。

【身体障害者相談員・知的障害者相談員の状況】

区分	相談員数（人）
身体障害者相談員	18
知的障害者相談員	8
合計	26

(資料：津山市 令和5年4月1日現在)

4 医療体制の状況

医療体制の状況は、病院9施設、診療所92施設、歯科診療所43施設、助産所3施設、薬局73施設となっています。

【医療体制の状況】

病院										診療所						無床施設	歯科診療所	助産所	薬局
総数		精神			一般					総数		有床施設							
施設	病床	施設	病床		施設	病床				施設	病床	病床							
			精神	一般		結核	一般	感染症	療養			施設	病床	一般	療養				
9	1,616	2	535	0	7	10	820	8	243	92	204	13	172	32	79	43	3	73	

(資料：津山市 令和5年4月1日現在)

5 ボランティア団体の状況

【ボランティア団体の状況】

グループ名	会員数（人）
鶴山手話サークル	22
津山点字ボランティアサークル	6
津山朗読ボランティアの会	24
津山要約筆記サークル	11
手話サークル「わかば」	21
津山トイボランティアサークル「ピコ」	9
津山運転ボランティアの会	9
手づくりおもちゃボランティアグループ「て・ての会」	14
年輪ボランティアの会	11
津山点字グループ「キタタキの会」	12
在宅援助ボランティアグループ「ふたばの会」	8
演劇ボランティアグループ「生きる」	10
木工ボランティアグループ「津山トンカチボランティアの会」	12
奇術公演ボランティアサークル「津山奇術同好会」	10
演劇ボランティアサークル劇団「さくら団地」	16
ヘルスボランティア勝北「たんぼぼの会」	19
託児ボランティア勝北「あゆみ」	11
メンタルサポーターの会「れんげ畑」	16
久米運転チョコボラの会	1
きずな手話サークル	7
プールボランティア「HSS」	20
MIMASAKA スポーツ交流サークル	22
津山語りの会「いろりばた」	11

(資料：津山市社会福祉協議会)

6 障害のある人の団体

【身体障害のある人の団体】

団体名	備考
岡山県視覚障害者協会津山支部	視覚障害のある人の会
津山市難聴者協会	聴覚障害のある人の会
腎友会津山支部	腎臓機能障害のある人の会
岡山新声会津山支部	咽頭摘出による音声言語障害のある人の会
鶴山ろうあクラブ	聴覚障害のある人の会
津山車いすの会	車椅子を利用している身体障害のある人の会
オストミー協会津山分会	人工肛門・人工膀胱を造設された人の会
岡山県北難病友の会	難病患者の会

(資料：津山市身体障害者福祉協会)

【知的障害のある人の団体】

団体名	備考
津山市手をつなぐ育成会	知的障害、発達障害のある人の会
岡山県手をつなぐ育成会・津山地域連絡協議会	知的障害、発達障害のある人の会
津山手をつなぐ親の会	知的障害、発達障害のある人・家族の会
津山手をつなぐ親の会・本人部会「なかまあず」	知的障害、発達障害のある人の会

(資料：津山市)

【精神障害のある人の団体】

団体名	備考
しろつめ草の会	患者会・家族会
津山しらうめの会	美作保健所管内家族会
高次脳機能障害者と家族の集い「つるの会」	家族会
NPO法人 岡山県津山断酒新生会	アルコール問題で悩んでいる本人・家族の会
みんなの集い	ひきこもり当事者・家族の会

(資料：津山市)

【障害のある子どもの団体】

団体名	備考
ダウン症児親の会「あひるの会」	ダウン症のある人・児童と家族の会
こどもの発達をサポートする親の会「ピーナッツ」	発達障害のある子ども・家族の会
てるてるぼうず	発達障害児と親の会
あいうえお会	重度心身障害のある子と家族の会

(資料：津山市)

【その他の団体】

団体名	備考
花水木の会	パーキンソン病患者・家族会
リウマチのつどい	リウマチ患者・家族の会
津山・きびの会	当事者・家族の会
失語症の会	失語症患者・家族の会
県北親の会ネット	家族の会

(資料：津山市)

上記の団体以外にも多数のグループが自主活動しています。障害のある人や家族の人に向けて情報提供を行います。

7 アンケート調査結果

(1) 調査概要

このアンケートは、「津山市障害者計画」を策定するにあたり、障害のある人の現状や課題を調査し、ニーズを把握することを目的としています。

調査対象	市内在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神通院）受給者、障害児サービス利用者
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査時期	令和5（2023）年7月26日～8月18日
回収結果	668/1,993票（33.5%）
調査結果の見方	アンケート調査結果中の「n＝」はパーセントを計算するときの母数となる回答者数を示しています。

(2) 障害のある人・介助者

平成29（2017）年の調査と障害のある人の年齢を比較すると、「30～49歳」、「50～64歳」と回答した人がおよそ3割に増加しています。

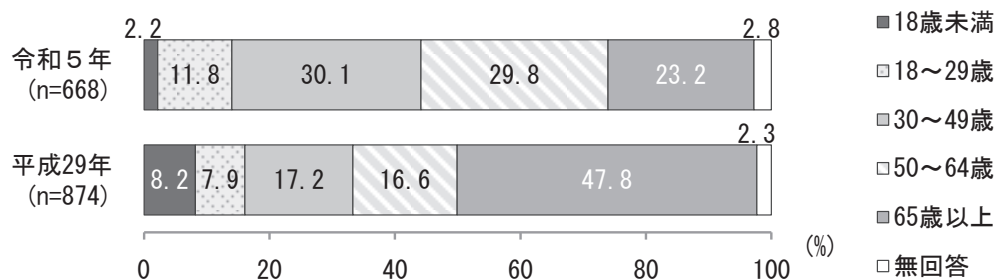
障害のある人の介助の必要性について、「日常生活において何らかの支援が必要」と回答した人が5割以上となっています。

介助者の年齢は、「60代以上」と回答した人が5割以上となっており、介助者の健康状態は、「よくない」と回答した人が1割以上となっています。

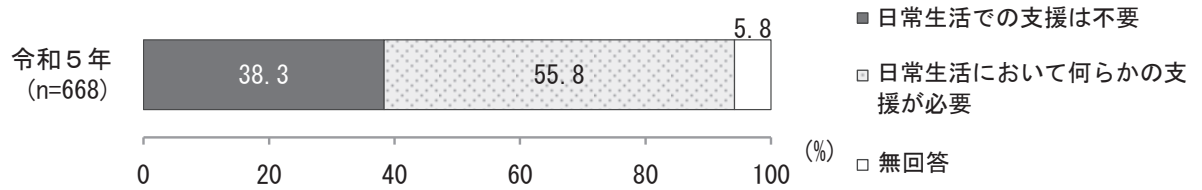
障害のある人とともに、介助者の高齢化も進行しており、健康状態が悪い人も少なくないことから、介助ができなくなった場合を踏まえて、将来的な福祉サービスや支援のニーズを把握する必要があります。

【障害のある人】

①障害のある人の年齢

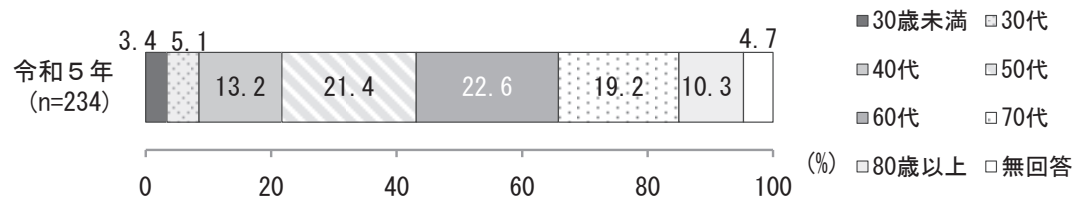


②障害のある人の介助の必要性

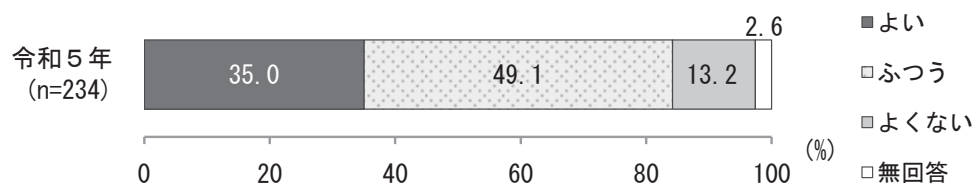


【介助者】

③介助者の年齢

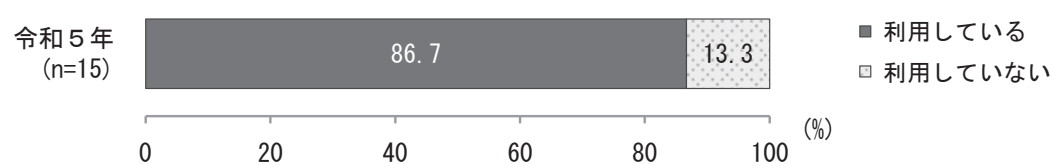


④介助者の健康状態

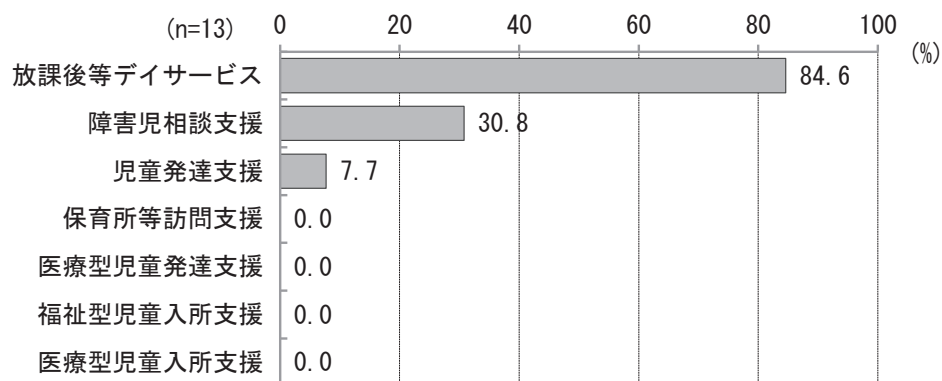


【18歳未満】

⑤サービスの利用状況



⑥利用しているサービス



(3) 地域生活について

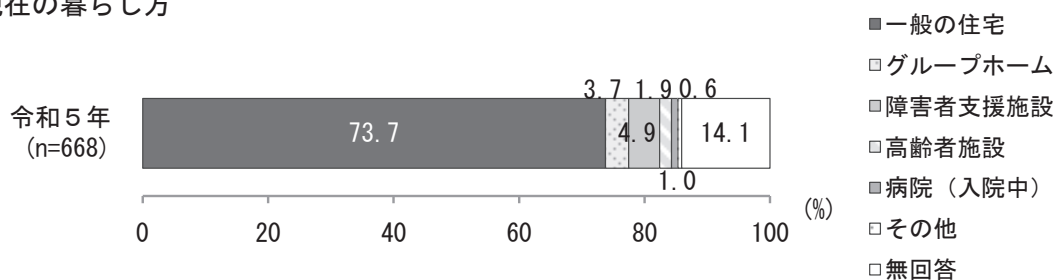
現在の暮らし方について、「一般の住宅」と回答した人が7割以上となっています。

希望する暮らしをするために必要なことは、「経済的な負担の軽減」と回答した人が5割以上と最も高く、「相談対応等の充実」と回答した人が3割以上と2番目に高くなっています。

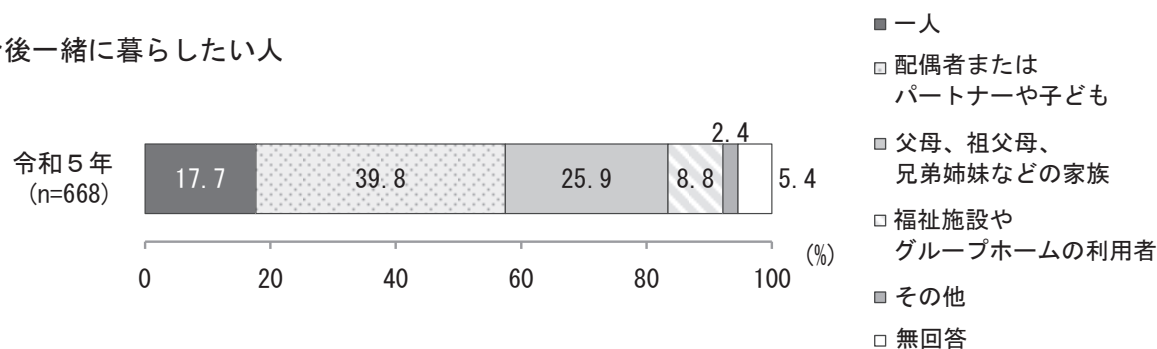
本市では、障害のある人の多くは自宅で暮らしており、今後も地域で暮らすために必要なこととして、収入、医療体制、相談支援体制の整備が求められています。

また、今後一緒に暮らしたい人は、「配偶者又はパートナーや子ども」と回答した人が約4割と最も高く、「父母、祖父母、兄弟姉妹などの家族」と回答した人が2割台半ばと2番目に高くなっており、家族と一緒に暮らしたいと考えている人が6割以上となっています。

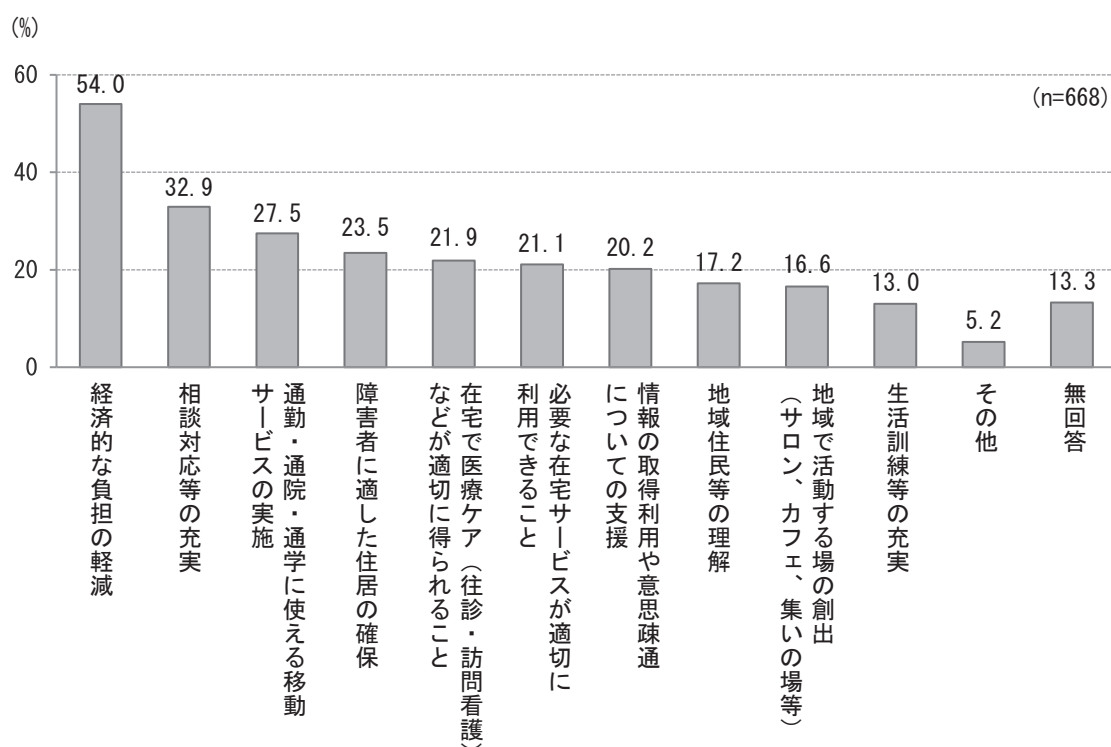
①現在の暮らし方



②今後一緒に暮らしたい人



③希望する暮らしをするために必要なこと



(4) 就労について

日中の過ごし方について、「日中に就労している」（「収入を得る仕事をしている」又は「就労継続支援A型・B型などの作業所へ通っている」と回答した人が4割以上となっています。

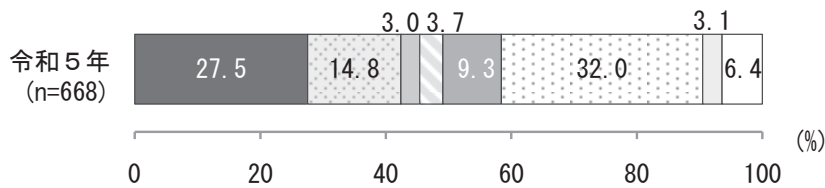
就労時間は、「4時間以上6時間未満」、「6時間以上8時間未満」と回答した人がそれぞれ3割となっています。

勤務形態は、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」と回答した人が4割以上と最も高く、「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」と回答した人が3割以上と2番目に高くなっています。

収入を得るための仕事の意向は、「仕事をしたい」と回答した人が約5割となっています。

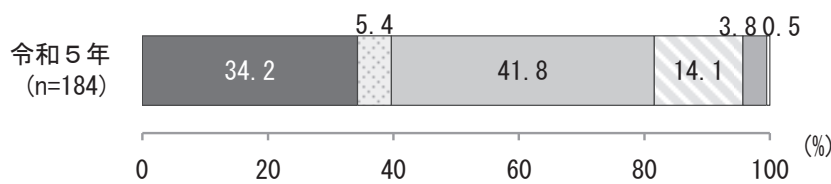
障害のある人の就労に必要な支援は、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」、「職場の障害者理解」と回答した人がそれぞれ約5割となっています。

①日中の過ごし方



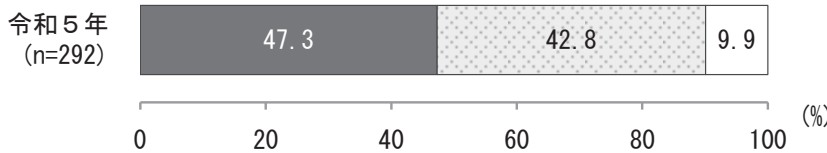
- 収入を得る仕事をしている
- 就労継続支援A型・B型などの作業所へ通っている
- 幼稚園や学校等に通っている
- 病院などのデイケアに通っている
- 入所している施設や病院等で過ごしている
- 自宅で過ごしている
- その他
- 無回答

②勤務形態



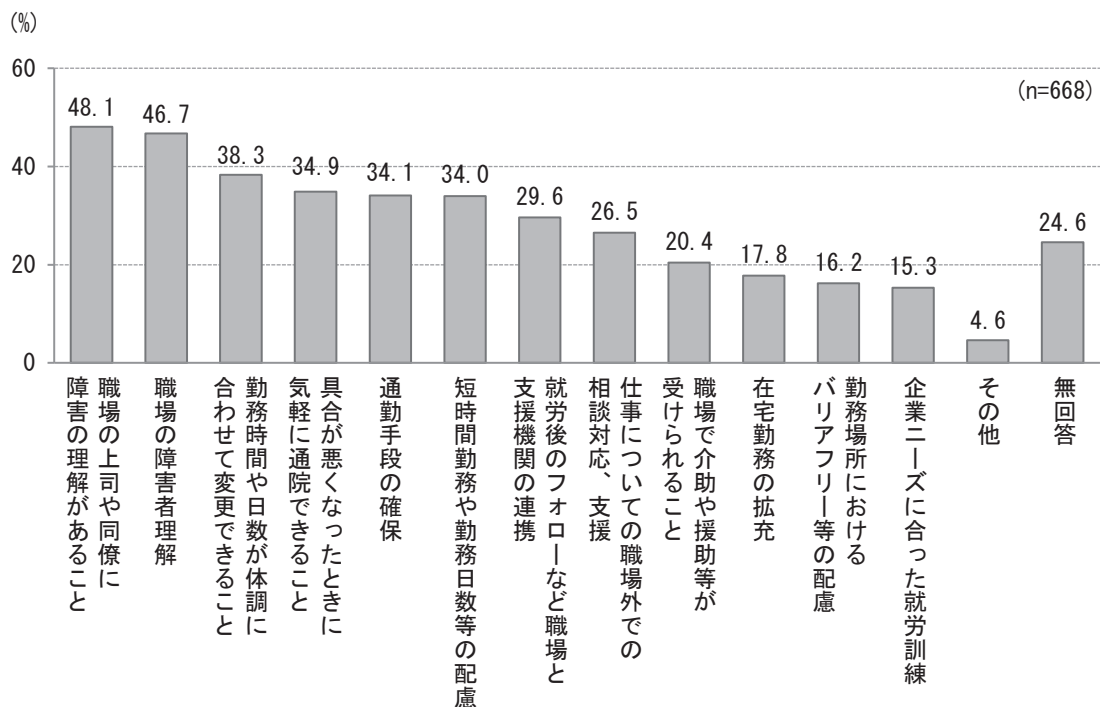
- 正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない
- 正職員で短時間勤務などの障害者配慮がある
- パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員
- 自営業、農林水産業など
- その他
- 無回答

③収入を得るための仕事の意向



- 仕事をしたい
- 仕事はしたくない、できない
- 無回答

④障害のある人の就労に必要な支援



(5) サービスや制度の情報収集について

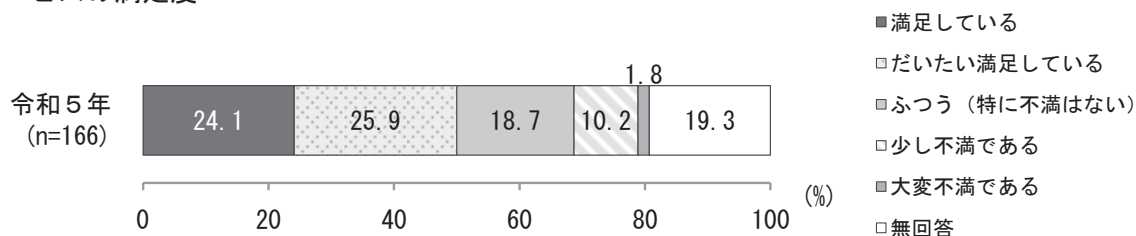
障害福祉サービスの満足度について、「満足している」（「満足している」又は「だいたい満足している」）と回答した人が5割となっています。

成年後見制度の認知度は、「名前も内容も知らない」、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」と回答した人がそれぞれ3割以上となっており、十分な周知が図られていないことが示されています。

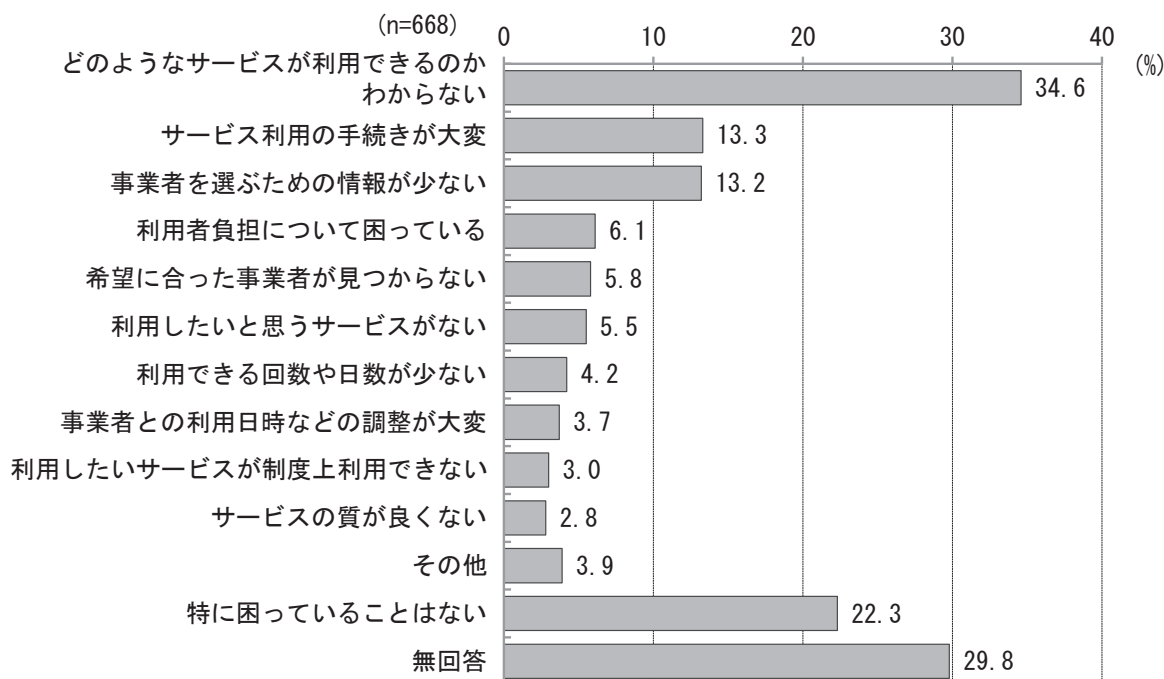
障害や福祉サービスなどに関する情報の収集方法は、「インターネット」、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、「家族や親せき、友人・知人」と回答した人が2割台と高くなっています。

また、障害福祉に関する制度や法律の認知度が低いことから、効果的な広報活動の実施が必要です。

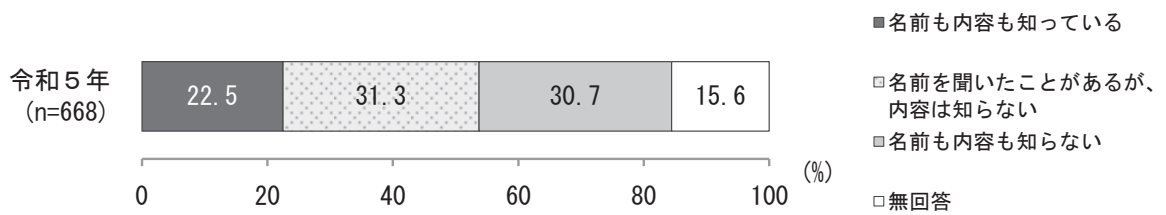
①サービスの満足度



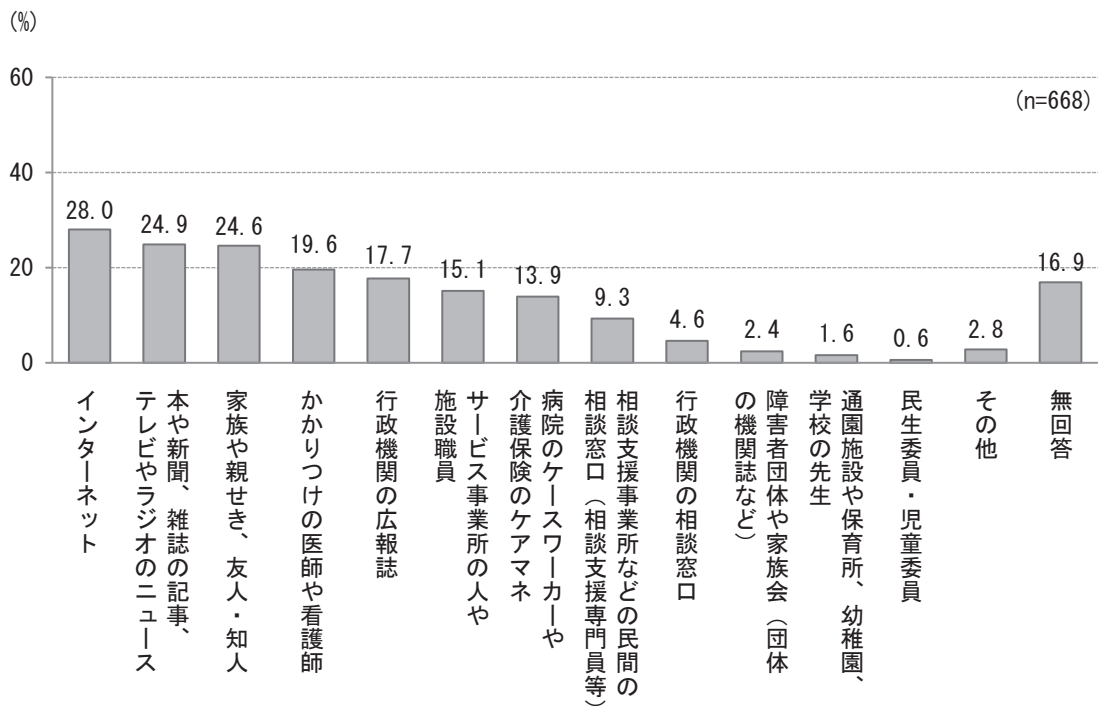
②福祉サービスを受ける際に困っていること



③成年後見制度の認知度



④障害や福祉サービスなどに関する情報の収集方法



(6) 外出について

外出頻度について、「毎日外出する」、「1週間に数回外出する」と回答した人がそれぞれ3割以上となっています。

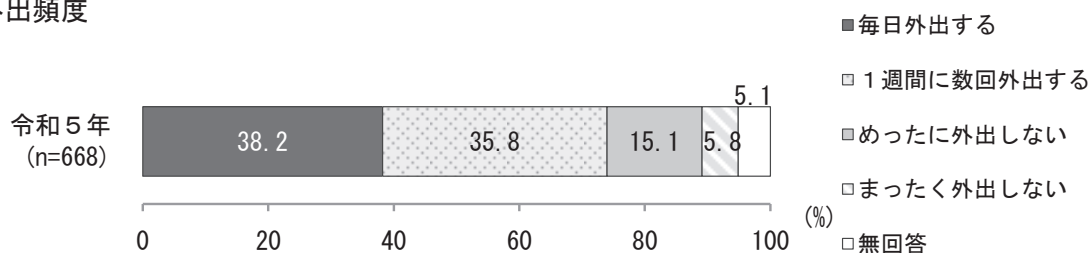
主な同行者は、「一人で外出する」と回答した人が約5割と最も高く、「父母・祖父母・兄弟姉妹」と回答した人が約2割と2番目に高くなっています。

外出の時に困ることは、「公共交通機関が少ない(ない)」と回答した人が約3割と最も高く、「外出にお金がかかる」と回答した人が2割以上と2番目に高くなっています。

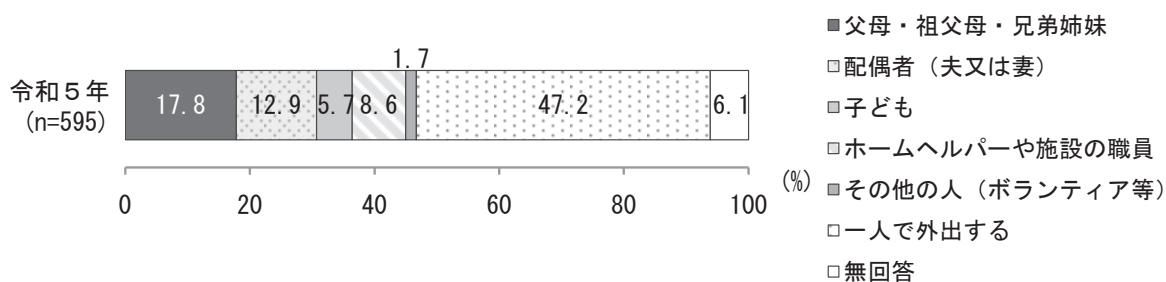
交通・移動に関する補助サービスの利用状況は、「利用していない」と回答した人が8割以上となっています。

交通・移動に関する補助サービスの満足度は「十分」（「現在の状態で十分」又は「現在の状態でほぼ十分」）と回答した人が3割以上、「不十分」（「現在の状態ではまったく不十分」又は「現在の状態ではやや不十分」）と回答した人が2割以上となっています。

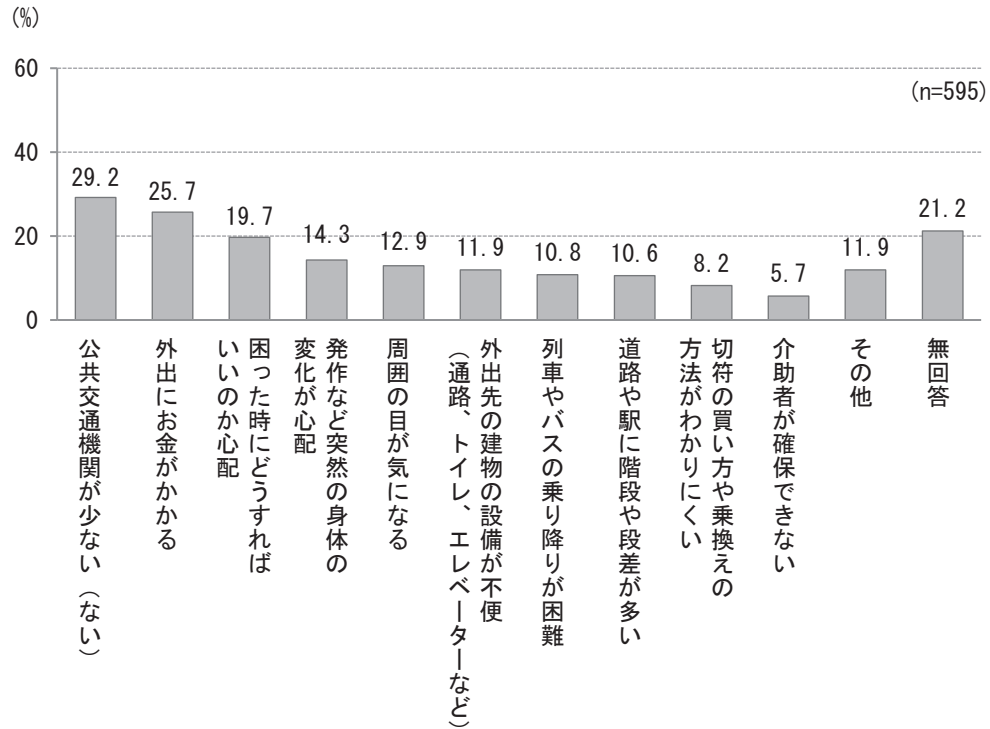
①外出頻度



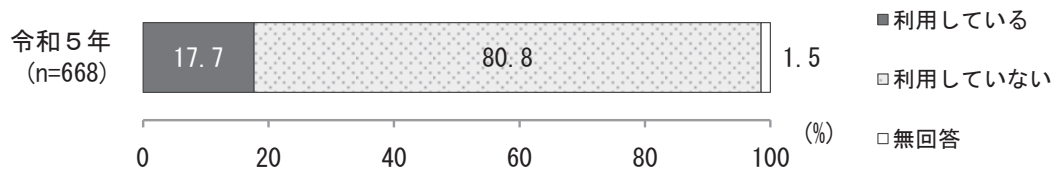
②主な同行者



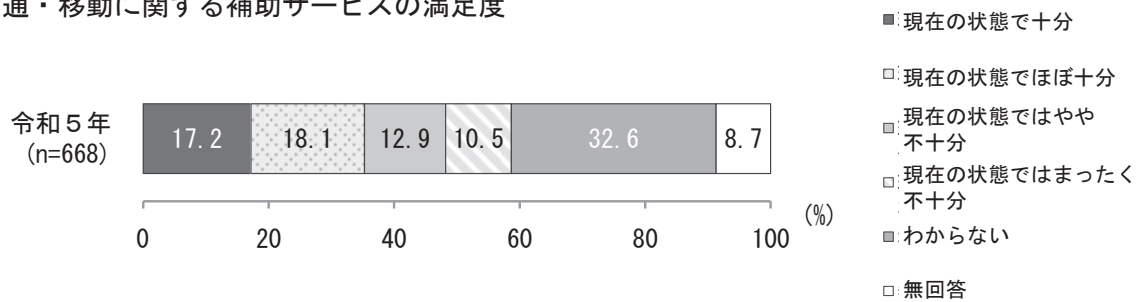
③外出の時に困ること



④交通・移動に関する補助サービスの利用状況



⑤交通・移動に関する補助サービスの満足度



(7) 災害時について

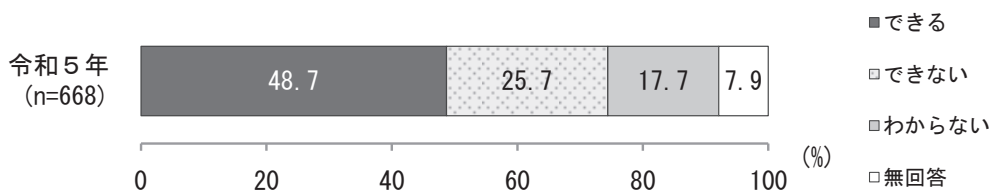
一人での避難の可否について、一人での避難が「できる」と回答した人が約5割となっています。

一人暮らし・家族が不在で周囲に助けてくれる人の有無は、助けてくれる人が「いる」と回答した人が4割以上となっています。

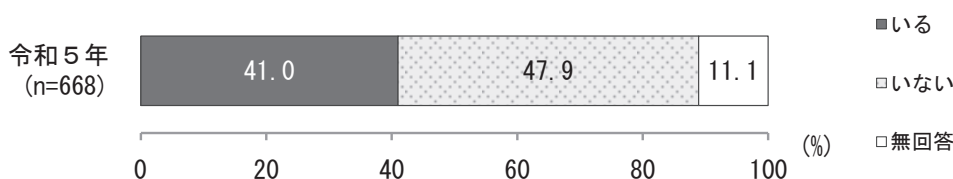
災害時に困ることは、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」、「投薬や治療が受けられない」と回答した人がそれぞれ4割台後半と高くなっています。

災害時に一人暮らし又は家族が不在の場合、一人で避難することや、周囲の助けを得るのが比較的困難な状況にある人が多く、避難における支援体制の整備や、地域におけるネットワークの強化が求められています。

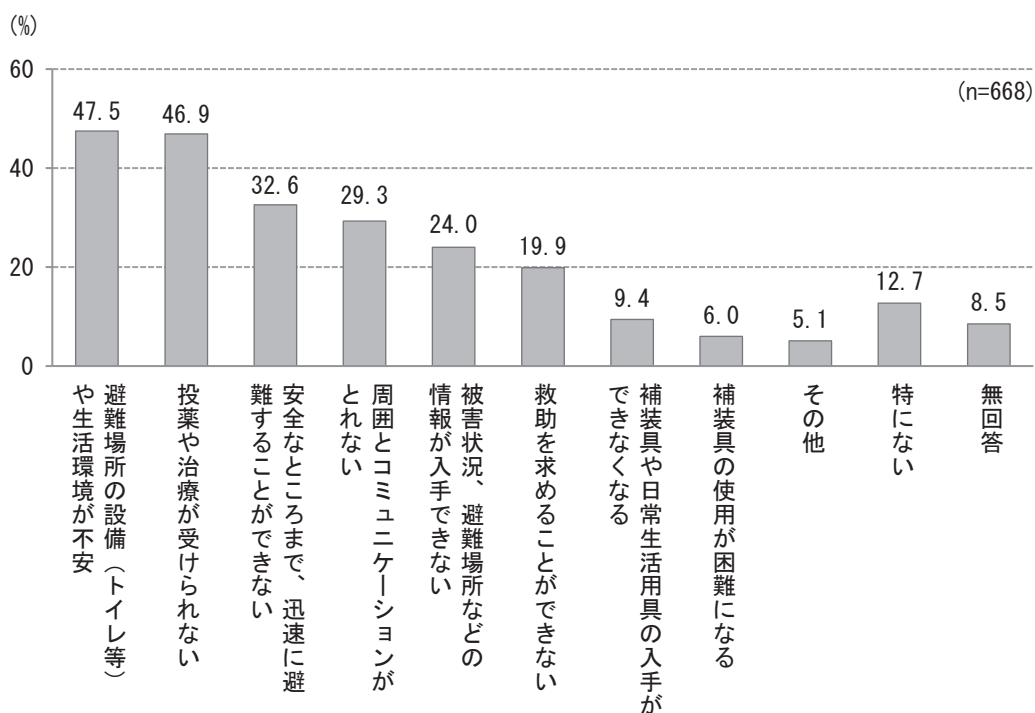
①一人での避難の可否



②一人暮らし・家族が不在で周囲に助けてくれる人の有無



③災害時に困ること



(8) 権利擁護について

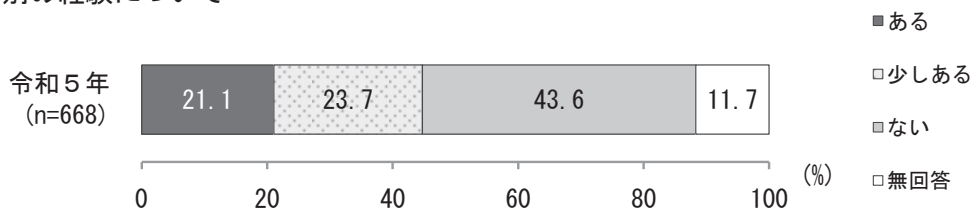
差別の経験について、「ある」（「差別を受けたことがある」又は「少しある」）と回答した人が4割以上となっており、差別を受けた場所は、「学校・仕事場」と回答した人が4割以上と最も高く、「外出先」と回答した人が約3割と2番目に高くなっています。

多くの方が差別を受けたことがある一方で、差別について相談する窓口の認知度が低く、差別の早期対応のためには、窓口の周知など、相談に関する更なる啓発が必要です。

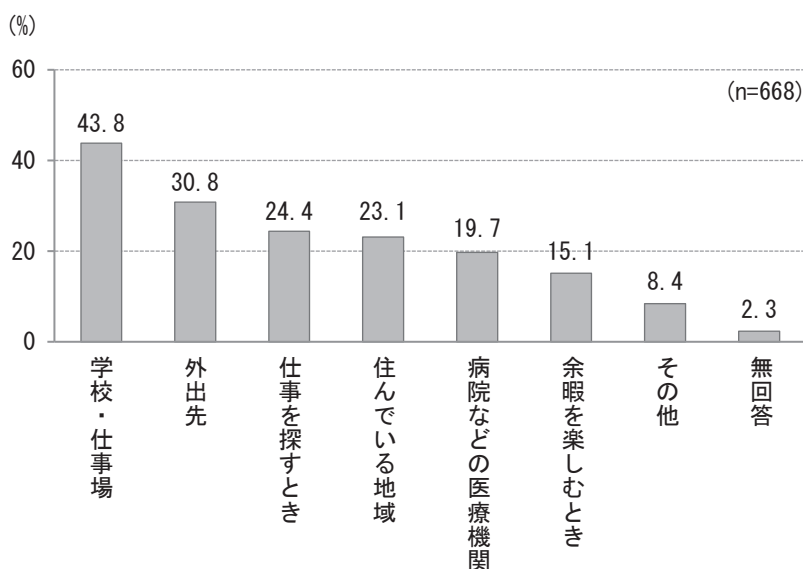
成年後見制度の認知度は、「名前も内容も知らない」、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」と回答した人がそれぞれ3割以上となっており、十分な周知が図られていないことが示されています。

また、成年後見制度に関する相談先の認知度でも、「知らない」と回答した人が7割以上と高くなっています。

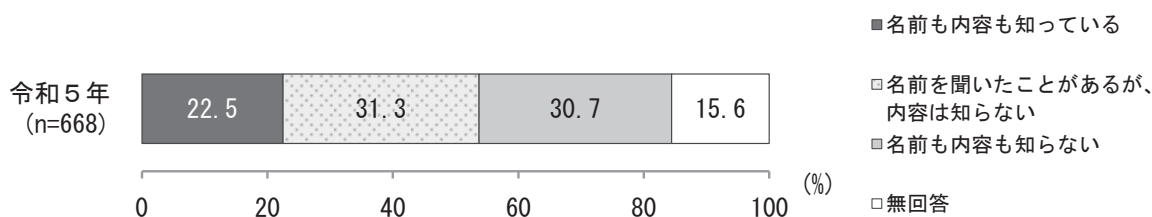
①差別の経験について



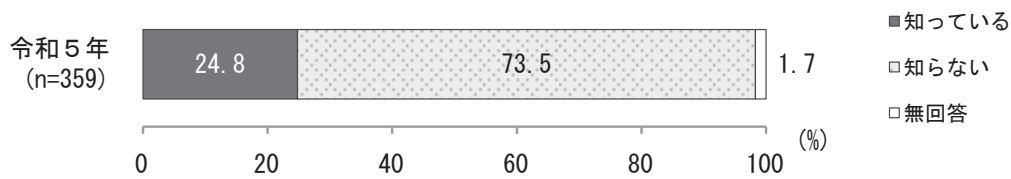
②差別を受けた場所



③成年後見制度の認知度（再掲）



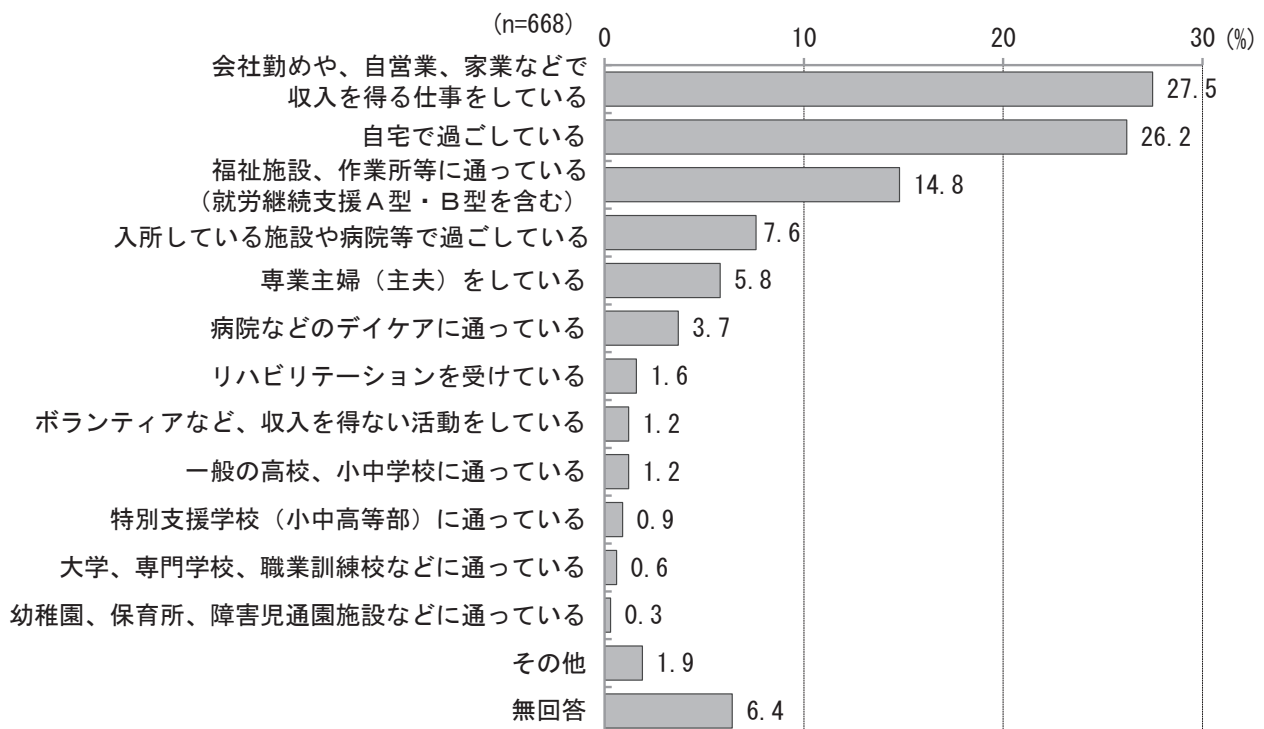
④成年後見制度に関する相談先の認知度



(9) 普段の生活の中にある機会について

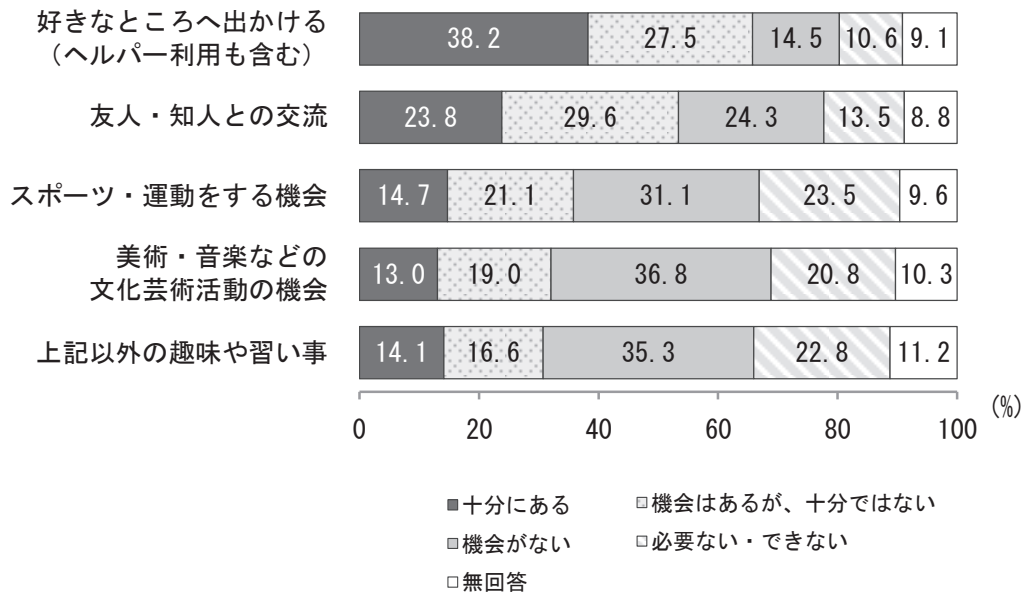
普段の生活の中にある機会について、「好きなところへ出かける（ヘルパー利用も含む）」との回答が「十分にある」で約4割、「友人・知人との交流」との回答が「機会はあるが、十分ではない」で約3割、「美術・音楽などの文化芸術活動の機会」との回答が「機会がない」で約4割となっています。

①日中の主な過ごし方



② 普段の生活の中にある機会

令和5年 (n=668)

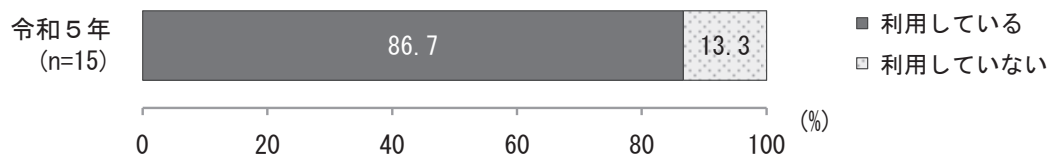


(10) 18歳未満のサービスの利用状況について

18歳未満のサービスの利用状況について、「利用している」と回答した人が8割台後半と高くなっています。

利用しているサービスは、「放課後等デイサービス」と回答した人が約8割と最も高く、「障害児相談支援」と回答した人が約3割、「児童発達支援」と回答した人が1割未満となっています。

① サービスの利用状況 (再掲)



② 利用しているサービス (再掲)

